

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 福島県議会定例会を招集する件 三三三
  - 計量器の定期検査を実施する件 三三三
  - 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件 三三三
  - 公金の徴収の事務を委託した件三件 三三三

## 告 示

**福島県告示第四百十五号**  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十七年六月十六日福島市に招集する。  
 平成二十七年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
 （総 務 課）

### 福島県告示第四百十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成二十七年六月二日

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
石川郡平田村	非自動ばかり（計量法）	七月七日	平田村中央公民

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

同 郡古殿町	施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	午後一時三〇分から午後四時まで	館
同 郡浅川町		七月八日 午前九時から 午前十一時三〇分まで	古殿町役場
同 郡石川町		同 午後一時三〇分から 午後四時まで	浅川共同福祉施設
同 郡玉川村		七月九日 午前九時三〇分から 午後四時まで	石川町共同福祉施設
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月一三日から八月二日まで（土曜日、日曜日及び七月二〇日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所
検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日	
石川郡石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町	非自動ばかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月八日まで（土曜日、日曜日、一〇月二日、十一月三日及び十一月二三日を除く。）	

（計量検定所）

福島県告示第四百十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十七年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地		認可申請年月日
氏名又は名称	住所又は所在地			
栗原 正司	福島市大波字水戸内 一〇二―三	福島市大波字土屋場八― 三ほか十一筆	平成二十七年 五月二二日	
株式会社 カ トウファーム	福島市大笹生字横堀 一〇二―一	福島市大笹生字福田三九		
栗原 拓也	福島市笹谷字稲場二 四―一プレステーシユ B二〇二―二	福島市大笹生字豊内五〇		
中林 清治郎	福島市北沢又字成出 三	福島市飯坂町平野字新田 前六二		
高橋 幸吉	相馬郡飯館村長泥字 曲田一三五	福島市土船字中林二五― 九		
佐々木 光洋	福島市佐原字入左原 五〇―一	福島市土船字中林九五ほ か十四筆		
株式会社 フェ リスラテ	福島市土船字新林二 五―七	福島市桜本字柿畑一―一 ほか二筆		
藤田 稔	郡山市熱海町安子島 字桜畑五八	郡山市熱海町安子島字八 郎治七四ほか三筆		
有限会社 フ	郡山市三穂田町富岡	郡山市三穂田町富岡字南		

ロンティア	字住ノ内七―一二	鍛冶内七六ほか二十二筆		
有限会社 ア グリサービス あさか野	郡山市日和田町字北 野二六	郡山市喜久田町早稲原字 伝左エ門原一―四ほか四 十筆		
大河原 海	田村市船引町堀越字 原一六六―一	田村市船引町堀越字原二 九〇ほか一筆		
桑原 俊幸	田村市船引町堀越字 田島池七六	田村市船引町堀越字大作 四八五―bほか五筆		
桑原 清一郎	田村市船引町堀越字 柳内一二七	田村市船引町堀越字大作 四三三―bほか八筆		
桑原 幸一	田村市船引町堀越字 柳内七三	田村市船引町堀越字中平 二〇四ほか二筆		
桑原 正一	田村市船引町堀越字 原ノ後五八	田村市船引町堀越字原二 七七―a		
桑原 進	田村市船引町堀越字 丸森二一八	田村市船引町堀越字大作 四五四―一―aほか四筆		
桑原 武次	田村市船引町堀越字 柳内一〇三	田村市船引町堀越字中前 二四八―bほか三筆		
桑原 良次	田村市船引町堀越字 新田三七―三	田村市船引町堀越字大作 四五四―一―bほか一筆		
桑原 初男	田村市船引町堀越字 柳内一二〇	田村市船引町堀越字中平 二〇一ほか二筆		
桑原 正男	田村市船引町堀越字 新田二二六	田村市船引町堀越字平前 三九六―三ほか十六筆		
桑原 正徳	田村市船引町堀越字 原ノ後五六	田村市船引町堀越字大作 四五七―aほか六筆		







柳沼 清	田村市船引町堀越字 御堂内一	田村市船引町堀越字宮林 三一八―一―bほか八筆	同	日
吉田 修治	田村市船引町堀越字 堂庵一	田村市船引町堀越字堰下 四四―一―aほか一筆	同	日
吉田 聡	田村市船引町堀越字 堂庵二二	田村市船引町堀越字二ツ 森三三〇―一―ほか八筆	同	日
吉田 利喜	田村市船引町堀越字 堰下五五	田村市船引町堀越字堰下 四一四ほか一筆	同	日
吉田 正光	田村市船引町堀越字 二ツ森八一―一	田村市船引町堀越字二ツ 森三八五―一―aほか二 筆	同	日
吉田 又衛	田村市船引町堀越字 大門二二八―一六	田村市船引町堀越字堰下 四二二―一―aほか四筆	同	日
根本 仁志	田村市船引町柗山字 桜平一七二―一	田村市船引町堀越字袖原 二六七ほか二筆	同	日
藤田 浩司	須賀川市仁井田字板 屋一三〇	須賀川市仁井田字向越一 八二―一―ほか十二筆	同	日
池田 浩春	須賀川市横田字横屋 敷三四	須賀川市横田字西田七九 ほか八筆	同	日
平塚 弘明	須賀川市大桑原字東 ノ内四九	須賀川市大桑原字太夫地 八六	同	日
柳沼 忠次	須賀川市大桑原字西 ノ内九七	須賀川市大桑原字西の内 二二五―一―ほか三筆	同	日
根本 徳男	須賀川市大桑原字五 斗蒔三一	須賀川市大桑原字志留計 志六六ほか九筆	同	日
佐浦 勉	須賀川市大桑原字西 屋敷一二八	須賀川市大桑原字西屋敷 二〇九	同	日

佐浦 孝	須賀川市大桑原字東 屋敷四六	須賀川市大桑原字西屋敷 二一〇	同	日
樽川 敏子	須賀川市大桑原字東 屋敷五三	須賀川市大桑原字肉森内 一八四ほか三筆	同	日
樽川 和也	須賀川市大桑原字中 原六七	須賀川市大桑原字西屋敷 二〇三ほか三筆	同	日
柳沼 利憲	岩瀬郡鏡石町深内町 四三三	岩瀬郡鏡石町浦之沢町一 二三―一―ほか十筆	同	日
今泉 均	岩瀬郡鏡石町鏡田か げ沼町一二二	岩瀬郡鏡石町大池二七二 ほか一筆	同	日
小針 利春	岩瀬郡天栄村大字飯 豊字五輪堂二六―二	岩瀬郡天栄村大字飯豊字 飯田三一―一―ほか二十四筆	同	日
株式会社 吉 宝ファーム	石川郡石川町大字沢 井字伏木二〇六―二	石川郡石川町字柳作五六 ほか六筆	同	日
株式会社 む らせ農園	会津若松市河東町八 田字東天屋二〇―一	白河市板橋大塚九―一ほ か十筆	同	日
戸倉 宏一	白河市大信中新城字 内屋敷八九	白河市大信中新城字芹沢 一二二ほか一筆	同	日
本宮 勝正	白河市東上野出島字 板倉前一九三	白河市東上野出島字三ツ 池五三ほか七筆	同	日
青木 光直	西白河郡矢吹町住吉 一二五	西白河郡矢吹町住吉八一 一ほか二十三筆	同	日
井戸沼 常男	西白河郡矢吹町松倉 二一六	西白河郡矢吹町松倉六一 ほか九筆	同	日
猪合 泰幸	西白河郡矢吹町中丸 六〇五	西白河郡矢吹町東川原四 五〇	同	日









字日渡五三

渡一〇七ほか七筆

日

(農業担い手課)

**福島県告示第四百十八号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、  
公金の徴収の事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。  
平成二十七年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

- 1 福島県営住宅家賃等(県北地区)の徴収事務
- 2 福島県営住宅家賃等(いわき地区)の徴収事務

二 受託者の名称及び所在地

- 1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター
- 2 所在地 福島市五月町四番二十五号

三 徴収の事務を委託する期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(建築住宅課)

**福島県告示第四百十九号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、  
公金の徴収の事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。  
平成二十七年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

- 福島県営住宅家賃等(県中地区)の徴収事務

二 受託者の名称及び所在地

- 1 名称 太平ビルサービス株式会社郡山支店
- 2 所在地 郡山市虎丸町二十一番十号

三 徴収の事務を委託する期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(建築住宅課)

**福島県告示第四百二十号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、  
公金の徴収の事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。  
平成二十七年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

二 福島県営住宅家賃等(会津地区)の徴収事務

二 受託者の名称及び所在地

- 1 名称 浅沼産業株式会社
- 2 所在地 会津若松市山鹿町六番六十二号

三 徴収の事務を委託する期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(建築住宅課)